

## 第4回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

### 議事概要

日 時：令和4年11月9日（水）10:00～12:20

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

両宮孝子座長、高山昌茂座長代理、酒井香世子委員、菅野文美委員、溜箭将之委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、黒田かをりオブザーバー

【オンライン出席】

澁谷雅弘委員、永沢裕美子委員

内閣府：田和宏事務次官、井上裕之内閣府審議官、北川修公益法人行政担当室長

#### 【議事】

(1) 法人からのヒアリング

・（公財）鉄道弘済会

(2) 高山座長代理プレゼンテーション

「新しい資本主義実現のための公益法人制度改革への提言」

(3) 収支相償及び遊休財産規制の現状と課題について（2）

公益認定・変更認定手続の迅速化について

(4) 意見交換

#### 【主な概要】

(1) 法人からのヒアリング

・（公財）鉄道弘済会

法人から資料1に沿って、公益目的事業として実施している福祉事業の財源について、収益事業による収益を充てて「自立型の財団」として運営していることについて説明があった。運営上の悩みとして、現行制度についても以下の言及があった。

- ・収支相償に関して、毎年厳格に満たすことは難しく、中長期で見てもらいたい。
- ・福祉の質の拡充、安定した福祉サービス提供のため、多様な収益事業の展開を行う必要があり、公益目的事業比率を意識することなく取り組めるようにしたい。
- ・災害等の異常時にもサービスを維持できるよう一定の用途制限を付した予備的な積立の制度の検討をお願いしたい。
- ・地方公共団体の許認可を受けた事業は、変更認定申請ではなく届出でお願いしたい。

など

## (2) 高山座長代理プレゼンテーション

高山座長代理から資料2に沿って、現行の公益法人制度に措置されている税制優遇を維持しつつ、新しい資本主義実現のための公益法人制度改革として、①公益資産管理口座の創設、②資産取得資金等の柔軟化、③Re-start制度の策定、について提言があった。

委員からは、まずは収支相償・遊休財産規制そのものの在り方について議論を行うべきではないかとの意見があった。

## (3) 収支相償及び遊休財産規制の現状と課題について(2)

### 公益認定・変更認定手続の迅速化について

事務局から資料3に沿って、収支相償及び遊休財産規制の見直しの方向性並びに公益認定・変更認定手続の現状及び迅速化の方向性について説明を行った。

## (4) 意見交換

各委員から、

- ・収支相償の見直しの方向性について、問題がクリアになり賛成。遊休財産規制の見直しについては、複数年度を基準にすることだが、コロナ禍が続いている状況ではしっかりと情報開示をすることが大事ではないか。
- ・収支相償の趣旨が資料3の4ページの①②だけでよいのか、議論を行うべき。
- ・寄付金は、事業収入ではないのに、収支相償の対象となることには違和感がある。
- ・公益認定申請等の手続の迅速化には、法人にとっての透明性や予見可能性が大事。
- ・「その他、行政庁が必要と認める書類」は、具体的な書類の名称ではなく、求める書類の趣旨をガイドライン等に記載すべき。
- ・事業の追加の際に、変更認定申請ではなく届出でよい範囲を検討していただきたい。
- ・公益信託についても公益財団法人と同じ機能を担っていることから、本会議で検討してはどうか。

等の意見があった。